

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

4月15日(水)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

経営計画実践セミナー

日時: 2015年5月9日(土)

13:00~17:00(開場12:45~)

講師: 税理士法人 SBC パートナーズ

園田 雅史 森田 宗治

対象: 経営者・経営幹部

定員: 3名(先着順)

参加費: 一般参加者 50,000円(税込)

弊社顧問契約先 30,000円(税込)

※参加費は当日会場にてお渡し下さい。

会場: 税理士法人 SBC パートナーズ

東京オフィス 会議室

東京都渋谷区神宮前6丁目19番13号

J-6ビル9階

JR 渋谷駅 宮益坂出口より、明治通りを原宿方面へ徒歩6分

地下鉄渋谷駅 13番出口より徒歩2分

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ

T E L : 03-5468-3336

(担当: 吉田・森田)

Scope

過少申告加算税等の特例

国外財産調書に記載がある財産に申告漏れが生じた場合は、過少申告加算税等が5%軽減され、国外財産調書の提出がない場合や記載されていない財産に申告漏れが生じた場合には、過少申告加算税等が逆に5%加重される特例措置が設けられています。なお、国外財産調書に偽りの記載をしたり、正当な理由がなく国外財産調書が提出されない場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることもあります。

財産債務明細書を財産債務調書に衣替え 12月31日時点の財産・債務の価額を記載

平成27年度税制改正では、「財産債務明細書」の名称が「財産債務調書」に変更され、提出基準や記載事項の見直しが図られることとなった。

これまで、所得税法232条の規定により、その年の合計所得金額が2,000万円超の納税者は、所得税確定申告に際して、財産・債務の種類、価額等を記載した書類である「財産債務明細書」の提出が義務付けられていた。

しかし、罰則規定が付されていないこともあり、平成25年を例にとると、財産債務明細書の提出が必要な納税者36万人に対し、提出者約16万人と半数以上が提出を怠っている。

今回の改正では、これまでの「財産債務明細書」を「財産債務調書」として整備し、国外財産調書と同様の加算税を加減算するインセンティブ措置の導入や調書の記載内容の充実が図られる。

①提出基準の見直し

「財産債務明細書」の提出基準である「その年の所得金額が2,000万円超であること」に加え、その年12月31日時点で有する①財産の価額が3億円以上、または②国外転出課税の対象資産(有価証券等)の価額の合計額が1億円以上の者が対象とされる。

②記載事項の見直し

現行の「財産債務明細書」の記載事項に加え、財産の所在や有価証券の銘柄等、国外財産調書と同様の事項の記載を要することとされる。

③過少申告加算税等の特例

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられる。

その他、財産債務調書の提出に関する調査の質問検査権の規定が整備され、国外財産調書に記載された国外財産については、財産債務調書への記載は要しない旨も明らかにされている。

なお、今回の改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書から適用される。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。